

(仮称) ヨークベニマル塩釜店の届出概要について
(法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 株式会社ヨークベニマル
- 2 届出日 令和 5 年 1 月 2 5 日
- 3 店舗の名称 (仮称) ヨークベニマル塩釜店
- 4 店舗設置者 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町 5 番 4 2 号
- 5 店舗所在地 塩竈市字野田 1 4 番 3 4 号
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数
(変更前) 位置：添付図 4 参照 収容台数：3 8 8 台
(変更後) 位置：添付図 5 参照 収容台数：1 5 0 台 (指針による必要台数：1 5 0 台)
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 位置：添付図 4 参照 収容台数：1 5 0 台
(変更後) 位置：添付図 5 参照 収容台数：9 3 台 (指針による参考台数：9 3 台)
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 位置：添付図 4 参照 面積：1 1 5 m²
(変更後) 位置：添付図 5 参照 面積：1 0 1 m²
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 位置：添付図 4 参照 容量：2 8 m³
(変更後) 位置：添付図 5 参照 容量：1 0.1 m³
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口の数：4 箇所 位置：添付図 4 参照
(変更後) 出入口の数：5 箇所 位置：添付図 5 参照
 - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前 9 時から午後 1 0 時まで
(変更後) 午前 9 時から午後 1 1 時まで
 - ③ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 1 5 分まで
(変更後) 午前 8 時 3 0 分から午後 1 1 時 3 0 分まで
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前 6 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで
(変更後) 午前 6 時から午後 1 0 時まで

7 変更する年月日 令和5年9月26日

8 事務手続き等

- ・公告年月日：令和5年2月7日
- ・縦覧期間：公告の日から令和5年6月7日まで（公告の日から4か月）
- ・地元説明会：令和5年3月16日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会：令和5年5月31日
- ・市町村等からの意見書提出期限：令和5年6月7日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限：令和5年9月25日（届出から8か月以内）

■変更に関するもの以外の事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,240㎡